

守口市立わかくさ・わかすぎ園の
あり方検討委員会 報告書

令和5年11月

目次

1. はじめに	1
2. 市内の未就学児の障がい児支援等の状況	2
3. 園の概要及び現状	3
4. 園の児童発達支援センターとして「果たすべき役割と機能」	8
5. 園の「サービスの拡充」	8
6. 園が抱える「課題」	9
7. 今後の運営手法の検討	9
8. 園の今後のあり方	11
9. 守口市立わかくさ・わかすぎ園のあり方検討委員会での検討経過	12
10. 守口市立わかくさ・わかすぎ園の在り方検討委員会 委員名簿	12

1. はじめに

守口市立わかさ・わかすぎ園（以下「園」という。）は、平成 24 年 4 月に児童発達支援センターとして開園以降、身体や知的な発達の遅れのある子どもたちに対して、公設公営で早期の療育に取り組んできました。

しかし、障がい者福祉サービス等における利用者ニーズが多様化する中で、より専門的な知識・ノウハウを要する園の運営は、その運営手法・施設のあり方も含めて見直しが必要になってきており、令和 3 年 3 月策定の「第 3 次もりぐち改革ビジョン（案）」においても、「市内の障がい児福祉サービスの供給体制等を見極めつつ、将来に亘るニーズの多様化・高度化等を見据え、児童発達支援センターとして果たすべき役割や機能を明確にした上で、その実現を図りうる運営手法への見直しを図る」と位置付けております。

また、園においては、令和 6 年 4 月施行の児童福祉法の改正（以下「法改正」という。）等により、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化（下記【参考資料】）され、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図ることとされたところです。

これらのことから、園の障害児療育の充実に向けて果たすべき機能と役割の実現を図りうる運営手法への見直しを行うため、令和 5 年 3 月に庁内関係部署の担当課長等で構成する「守口市立わかさ・わかすぎ園のあり方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、検討を重ねてきました。

本報告書は、この間の議論を踏まえ、委員会における今後の園の運営手法を含めたあり方に関する検討結果として取りまとめるものです。

【参考資料】厚生労働省 HP

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年第 66 号）の概要 より

児童発達支援センターの役割・機能の強化（1. ③関係）

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成 24 年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化した。児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

<改正案の内容>

- ① **児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化**する。
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
 <「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② **児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化**を行う。
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

2. 市内の未就学児の障がい児支援等の状況

(1) 守口市内の未就学児の人口（各年度3月1日現在）

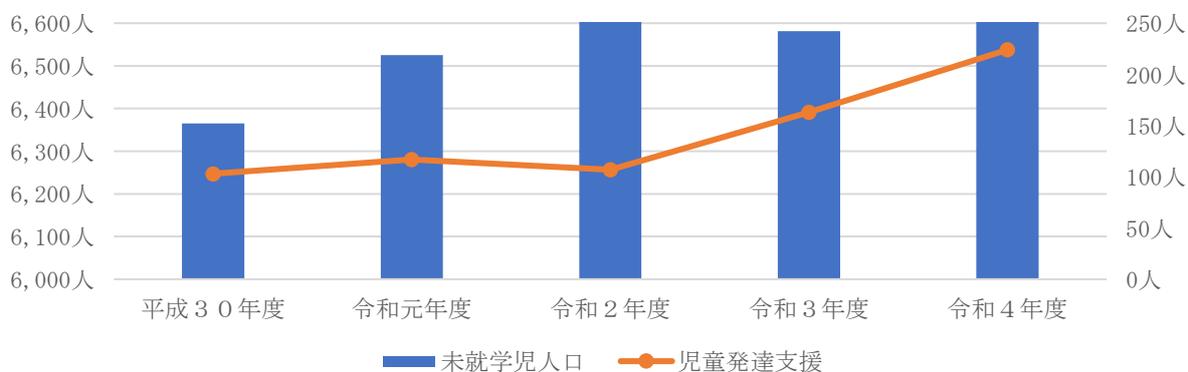
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
0歳	1,100人	1,044人	1,068人	1,088人	1,060人
1歳	1,103人	1,188人	1,090人	1,111人	1,137人
2歳	1,068人	1,102人	1,195人	1,082人	1,121人
3歳	1,104人	1,083人	1,093人	1,172人	1,086人
4歳	994人	1,121人	1,062人	1,072人	1,158人
5歳	996人	987人	1,101人	1,056人	1,068人
合計	6,365人	6,525人	6,609人	6,581人	6,630人

(2) 守口市内の未就学児の障がい児支援の状況について（各年度3月31日現在の利用実数）

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
児童発達支援	103人 (72人)	117人 (77人)	107人 (72人)	163人 (73人)	224人 (76人)
保育所等訪問支援	8人 (8人)	3人 (3人)	4人 (4人)	4人 (2人)	5人 (3人)
障がい児相談支援	360人 (262人)	468人 (320人)	476人 (328人)	417人 (255人)	492人 (246人)

※（ ）の数字は園利用者数

【参考】 守口市内の未就学児の人口と児童発達支援事業の利用者の推移



(3) 守口市内の児童発達支援事業所の数（わかくさ・わかすぎ園は除く）

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
市内の事業所の数	9 カ所	10 カ所	12 カ所	14 カ所	20 カ所

3. 園の概要及び現状

(1) 設置の経緯、経過等

昭和 45 年 4 月	肢体不自由児通園施設 守口市立わかくさ園 開設
昭和 48 年 4 月	知的障害児通園施設 守口市立わかすぎ園 開設
平成 9 年 4 月	知的障害児通園施設 守口市立わかすぎ園 現地に移転
平成 14 年 6 月	守口市立わかすぎ園敷地内に守口市立わかくさ園 移転併設
平成 24 年 4 月	児童発達支援センター 守口市立わかくさ・わかすぎ園 開設 実施事業（引用：守口市立わかくさ・わかすぎ園条例第 3 条） (1) 法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定による指定を受けて行う 法第 6 条の 2 第 2 項に規定する <u>児童発達支援を行う事業</u> (2) 法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定による指定を受けて行う 法第 6 条の 2 第 6 項に規定する <u>保育所等訪問支援を行う事業</u> (3) 法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の規定による指定を受けて行う 法第 6 条の 2 第 7 項に規定する <u>障害児相談支援事業</u> (4) 前 3 号に掲げるもののほか、 <u>市長が必要と認める事業</u>

(2) 施設の概要

- ① 施設種別：児童福祉法第 43 条第 1 号に規定する「福祉型児童発達支援センター」
- ② 施設定員：80 人
- ③ 開園時間：8：30～17：00（療育時間：集団 9：45～13：45、個別 9：30～16：30）
- ④ 主な事業内容：

【児童発達支援事業】

就学前の児童を対象とした通所による支援。身体や知的な発達の遅れのある子ども達に保育や療育訓練、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う。

<親子通園クラス> ➡ 未就学児（0歳児から5歳児）が対象。親子一緒に療育を受け、子どもへの関わり方や理解を親子で深めていくクラス。児童は親等とともに自力通園又は園契約のタクシーで通園する。

<単独通園クラス> ➡ 原則2歳児から5歳児が対象。子どもだけで療育を行う小集団のクラス。児童は一人で通園バスで通園する。

【保育所等訪問支援事業】

対象となる児童の保育所・認定こども園などを訪問支援スタッフが訪問し、対象児童が園等の生活に馴染むための支援等を提供する事業。

【障がい児相談支援事業】

障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用援助を行う事業。

(3) 在園児童数について

<障がい種別>

障がい児の種別	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
知的・発達	60 人	63 人	57 人	56 人	62 人
身体	12 人	14 人	15 人	17 人	14 人
合計	72 人	77 人	72 人	73 人	76 人
※参考値 市内施設の利用者数 () は園の利用率	103 人 (70%)	117 人 (66%)	107 人 (70%)	163 人 (45%)	224 人 (34%)

<クラス別>

クラスの種別	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
集団療育（親子）	26 人	28 人	25 人	36 人	34 人
集団療育（単独）	46 人	49 人	47 人	37 人	31 人
個別療育	—	—	—	—	11 人
合計	72 人	77 人	72 人	73 人	76 人

※個別療育については H30 年度～R3 年度は未実施

(4) その他事業の利用状況

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
保育所等訪問支援	8 人	3 人	4 人	2 人	3 人
障がい児相談支援	262 人	320 人	328 人	255 人	246 人

(Point) 市内における児童発達支援の利用者数は年々増加傾向にあり、市内の児童発達支援事業所が増えたことにより、園で児童発達支援を利用する児童の割合は減少していますが、園と同様の児童発達支援事業（集団療育等）を実施している事業者がなく、定員に近い人数が利用しており、園に対する利用者ニーズが高いと考えられます。

また、障がい児相談支援事業については、250 件から 300 件程度で推移しており、園でサービスを受けられている方以外に、民間事業所やセルフプランでの計画を作成する方もおられます。

(5) 職員体制 (令和5年4月1日現在)

(単位:人)

職種等	配置	配置内訳					
		常勤					非常勤
		正規	再任用	任期付	会計年度	小計	嘱託
園長	1	1				1	
保育士	25	7	3	13	2	25	
児童指導員	1	1				1	
公認心理師	1	1				1	
精神保健福祉士	1	1				1	
社会福祉士	1	1				1	
内科医	1						1
小児科医	4						4
整形外科医	2						2
歯科医	2						2
臨床心理士	5						5
作業療法士	3						3
言語聴覚士	4						4
音楽療法士	1						1
健康運動指導士	2						2
理学療法士	3	1				1	2
看護師	1			1		1	
栄養士	1	1				1	
調理師	3	1	1		1	3	
事務員	2	1			1	2	
合計	64	16	4	14	4	38	26

【参考】専門職の人数と訓練の回数 (令和4年度実績)

	臨床心理士	作業療法士	言語聴覚士	音楽療法士	健康運動指導士	理学療法士
人数	4人	3人	4人	1人	1人	3人
回数/年	106回	411回	291回	102回	50回	456回
一人当たりの年間の訓練回数 (平均)	1.63回	6.32回	4.48回	1.57回	0.77回	9.91回

※理学療法士は3名のうち1名は常勤 (年間309回実施)

※一人当たりの年間の訓練回数は『訓練の回数/児童の人数 (65人)』で算出。ただし、理学療法士に関しては必要な児童もいるため児童数を46名で算出。

(6) 相談支援専門員の配置状況

(令和5年4月1日現在) (単位:人)

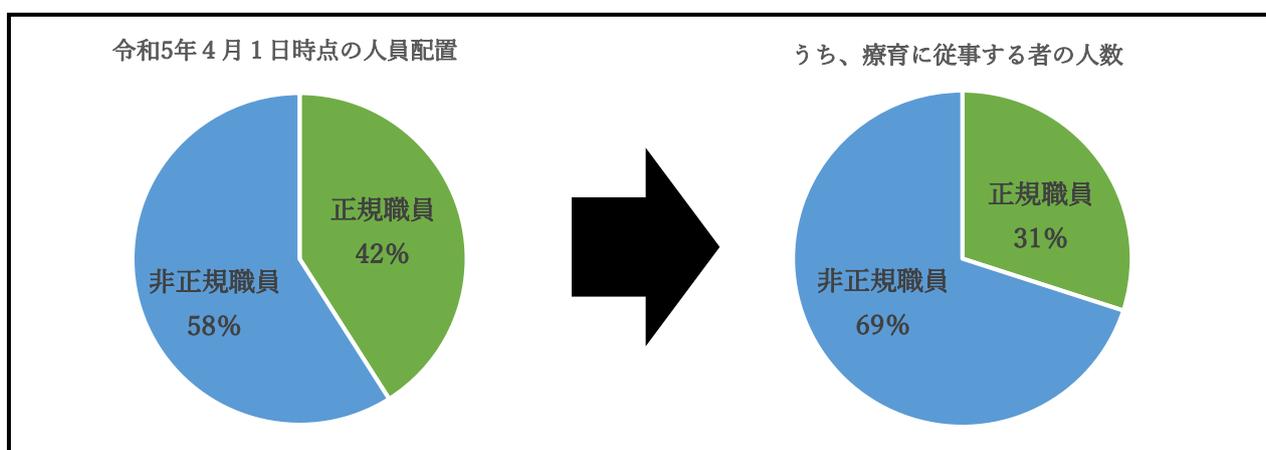
職種等	配置	配置内訳					
		常勤					非常勤
		正規	再任用	任期付	会計年度	小計	嘱託
相談支援専門員(兼務)	2 (※2)	2 (※2)				2 (※2)	

※ 相談支援専門員は、公認心理師及び精神保健福祉士がそれぞれ兼務しています。

(7) 常勤職員の雇用形態別割合

	合計	正規職員	非正規職員	非正規職員(内訳)		
				再任用職員	任期付職員	会計年度任用職員
令和5年4月1日時点の人員配置	38人 100%	16人 42%	22人 58%	4人 10%	14人 37%	4人 11%
上記のうち、療育に従事する者の人数	26人 100%	8人 31%	18人 69%	3人 12%	13人 50%	2人 7%

※療育に従事する者とは、クラスを持っている担任等



(Point) 園の職員の比率については、正規職員の割合は約42%、療育に従事する者の人数に限ると、約31%となっています。

(8) 利用者等のニーズ

利用者等のニーズを把握するため、令和5年7月に園を利用する児童の保護者向けのアンケートを実施しました。

- ① 実施期間：令和5年7月31日（月）～同年8月18日（金）
- ② 回答数：40件（※全配付数67件）
- ③ 主な意見

【訓練回数等について】

- ・先生の都合で延期になることが多く、他の園児よりも回数が少ないと感じる。
- ・回数が少ないので、何か聞きたいことが出来た時に、直接相談するのが難しい。

【個別療育について】

- ・定期的に親子と先生で振り返りや話し合いの機会を設けてほしい。
- ・回数を増やして欲しい。

【療育時間について】

- ・もう1時間でも長く園で過ごすことができれば、就労しやすくなる。

【保護者相談について】

- ・相談員の存在を知らなかったため、セルフでしないといけないものだと思い、正しい方法がわからないままセルフプランを実施していた。
- ・利用計画相談支援の利用を希望したが、件数が多いと断られ、ずっとセルフプランをしていた。その後、相談支援事業所に相談し、計画を作成してもらっている。
- ・ST（言語療法）、OT（作業療法）、PT（理学療法）を専門にしている事業所があれば知りたい。

以上のように、園を利用する児童の保護者からは、訓練に関して回数が少ない、スケジュールが合わずに受けることができない等の声や、療育時間についてのご意見等がありました。

また、保護者支援の相談機能として、他の相談支援事業所の案内や、制度自体の周知が不十分であったため、セルフプランにより計画を作成していた等のご意見がありました。

4. 園の児童発達支援センターとして「果たすべき役割と機能」

(1) 児童発達支援事業（療育）

本市内においては、園と同様の児童発達支援事業（集団療育等）を実施している民間事業所がなく、園に対する利用者等のニーズがあります。加えて、保護者アンケートでもあったように、園での訓練回数の充実や療育時間の延長希望など、利用者等のニーズが多様化していることから、児童発達支援センターとしての現在の機能を維持しつつ、さらなるサービスの拡充を検討する必要があります。

(2) 保育所等訪問支援事業・障がい児相談支援事業

民間事業所でも提供が可能な事業ではあるものの、市内全体での供給体制が不足している現状を踏まえ、民間事業所でのサービス供給拡大の手法を検討しつつ、園での事業の提供は維持する必要があります。

(3) その他の支援事業

法改正により、児童発達支援センターは「地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業所その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設」と位置付けられました。

このことに伴い、児童発達支援センターは、地域における中核的な支援機関として、民間事業所への講習会の実施や個別の相談機能の拡充といった、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）や、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障がいのある児童の発達支援の入り口として、その児童及び保護者等家族への相談窓口としての機能等について充実させていく必要があります。

5. 園の「サービスの拡充」

利用者等のニーズの多様化や法改正による児童発達支援センターの機能の拡充により、現在園が実施している事業や園が有する機能についても、サービス内容の拡充が今後求められます。

そこで、今後の園の運営・あり方を検討するにあたり、以下のサービス内容の拡充等についても考慮することが望ましいと考えます。

(1) 専門職の配置による訓練機会の拡充

専門職の常勤配置等により、訓練が必要な児童の実施回数や機会を拡充することが可能となります。

(2) 療育時間の延長

現在、園の集団療育の時間については、午前9時45分から午後1時45分までとなっていますが、時間を延長することで、利用者等のニーズに対応することができます。

(3) 法改正に対応した地域の中核的機能の拡充

専門的な知識を有する職員を安定的かつ効率的に園に配置することで、現在、園で実施している勉強会等に加え、民間事業所に対する講習会を園主体で開催することが可能となり、民間事業所に対する支援体制を強化することが可能となります。

また、園で市内の民間事業所や障がい児のより詳細な状況等を把握することで、地域の障がいのある児童及びその保護者等の相談窓口としての役割を果たし、保護者等への支援体制を充実させることができます。

(4) その他

上記以外にも、今後想定される多様な利用者等のニーズに対応することのできるきめ細やかなサービスの提供にあたり、柔軟な人員体制の確保や、効率的な事業運営が求められます。

6. 園が抱える「課題」

今後、園が児童発達支援センターとして求められる「果たすべき役割と機能」を実現していくためには、以下の課題を解決していく必要があると考えます。

(1) 法改正に対応した役割と機能の構築

地域全体の障がい児支援の質の底上げを図るためには、民間事業所等への講習会の開催や民間事業所の個別事例に対する相談を受けることのできる職員の配置に加え、地域の障がいのある児童の保護者等の相談窓口としての役割を果たすため、園の状況だけでなく、民間事業所や障がい児の状況等を把握し、その個々の状況に応じた支援が可能な専門的知識を有する職員等を安定的かつ効率的に配置することが必要ですが、現在の園ではその人員配置やその知識の習得、引継ぎに苦慮している状況です。

(2) 専門職の確保及び配置

療育における訓練を嘱託の専門職に頼っており、新たな訓練士の確保が困難な状況であり、利用者との利用日のミスマッチがしばしば発生していることに加え、訓練回数の機会の拡充が困難な状況です。

また、障がい児相談支援における相談支援員の確保にも課題があります。

(3) 安定的な人員体制の確保

園に在籍する全職員に占める任期付き職員などの非正規職員の割合は約6割という人員体制で園を運営しているため、専門的知識や事務の継承に課題があります。また、効率的な事業運営が困難となっており、より細かな利用者等のニーズに対応することも困難となりつつあることから、安定的な人員体制の確保が必要な状況です。

7. 今後の運営手法の検討

園の課題を解決するために以下のとおり、運営手法を検討しました。

一般的に可能な園の運営手法としては、①「公設公営方式」②「公設民営方式」③「民設民営方式」の3つの方法があります。

まず、“公設”か“民設”かという点に関しては、法改正により、児童発達支援センターは、今後地域の中核的な役割を担う機関として様々な支援を行う施設とすると示されたこと、また、国の児童発達支援センターを中心とする地域の障がい児通所支援の体制整備等について検討された「障害児通所支援に関する検討会」の報告書（令和5年3月）では、児童発達支援センターを中核とした地域の体制整備を行うことと示されていること等を踏まえ、本市としても、公の児童発達支援センターとして役割を果たすことが望ましいと考えます。

次に、“公営”か“民営”かという点ですが、現在園が抱えている課題の解決や、今後児童発達

支援センターとして果たすべき機能と役割を担っていくための具体的な運営手法について、参考に大阪府内の他市の状況を調査しました。その結果「公設公営」が本市を除いて12自治体、「公設民営」が8自治体、「民設民営」が6自治体となっており、他市においては「民営」の手法で運営している自治体の方が多いこと、かつ「公設民営」で運営をしている自治体はすべて「指定管理者制度」を導入していることがわかりました。

既に指定管理者制度を導入している自治体や事業者にはヒアリング調査を行ったところ、「指定管理者制度」の導入により、民間が持っている専門的ノウハウを有効に活用して、運営することで、現在園が抱えている課題の解決が期待できることに加え、今後必要となるサービスの拡充を含め、より効果的かつ効率的な利用者ニーズへの対応になると考えます。

【参考】大阪府内の児童発達支援センターの運営状況について（令和4年度末現在）

(1) 公設公営方式（一部業務委託を含む）

	市町村名	施設種別	定員	開園時間（療育時間）
1	守口市	福祉型	80名	8：30～17：00（9：45～13：45）
2	四條畷市	福祉型	30名	8：45～17：15（9：20～14：00）
3	高石市	福祉型	30名	8：45～17：15（9：30～15：15）
4	泉南市	福祉型	50名	9：00～17：30（9：45～15：00）
5	豊中市	福祉型	70名	8：45～17：15（10：00～14：00）
6	大東市	福祉型/医療型	60名	9：00～17：30（10：00～15：00）
7	交野市	福祉型	30名	9：00～17：15（10：00～14：30）
8	泉佐野市	福祉型	45名	8：45～17：15（9：00～15：00）
9	茨木市	福祉型	64名	8：45～17：15（10：00～14：00）
10	門真市(※)	福祉型	85名	8：45～17：15（10：00～14：30）
11	池田市	福祉型	40名	8：30～17：00（10：00～14：15）
12	吹田市	福祉型/医療型	110名	9：00～17：30（9：30～15：15）
13	八尾市	医療型	40名	9：00～17：00（9：50～14：50）

(※)門真市は令和6年度から指定管理者制度を導入予定

(2) 公設民営方式（指定管理による運営）

	市町村名	施設種別	定員	開園時間（療育時間）
1	高槻市	福祉型/医療型	50名	9：00～17：00（9：00～17：00）
2	寝屋川市	福祉型/医療型	80名	8：45～17：15（10：00～15：30）
3	阪南市	福祉型	20名	9：00～18：00（9：30～17：30）
4	東大阪市	福祉型/医療型	150名	8：45～17：15（9：00～15：00）
5	八尾市	福祉型	68名	9：00～17：00（10：00～14：45）
6	大阪市	福祉型	40名	9：00～17：30（9：30～15：00）
7	泉大津市	福祉型	30名	9：00～17：00（9：30～17：00）
8	摂津市	福祉型	30名	8：45～17：15（9：00～16：00）

(3) 民設民営方式

	市町村名	施設種別
1	茨木市	医療型
2	吹田市	医療型
3	河内長野市	福祉型
4	羽曳野市	福祉型
5	貝塚市	福祉型
6	大阪市	福祉型

【参考】財政比較（年間見込み）

直営による運営費（令和4年度実績） 【人件費＋事業費－歳入】	指定管理料（同規模他市施設事例）
221,119千円	164,803千円（門真市定員80名令和6年度提案額）

8. 園の今後のあり方

園では、児童発達支援センターという施設の性質上、高度な専門性が求められますが、現在の体制ではこれに対応した十分なサービスを安定して提供することが難しい状況です。

また、法改正に伴い、児童発達支援センターは地域における障がい児支援の中核的役割を担うこととされており、今後、多様化する利用者ニーズにも対応していかなければならないことも踏まえると、職員の専門的な知識や事務の継承が必要です。

さらに、法改正や国の検討会の趣旨を鑑みると、今後も園は公の施設として現在の事業内容を継続しつつ、質の高い支援体制を確保およびサービスを拡充していく必要があります。

そのためには、専門職を含む職員の配置や人事異動などによる事務継承の点などから、硬直的な運営となる公設公営ではなく、すでに多くの自治体での実績があり、豊富な知識・実績を有する専門職員を柔軟に配置することが可能であり、また、専門的知識やノウハウの継承が見込まれ、安定的な人員配置等により、よりよいサービスの提供・拡充が可能となる民間活力の導入による運営が望ましいと考えます。

本委員会としては、これらを総合的に勘案し、園のあり方について検討を重ねた結果、市の責任のもとで民間活力を導入する「指定管理者制度」による運営が最も効果的、効率的な手段であると考えます。

なお、指定管理者制度の導入にあたっては、現在抱えている様々な課題を早期に解決するためにも、可能な限り速やかに実施する必要があり、また、指定管理者の指定期間についても、安定した施設運営を行いつつ、また、今後の法改正や市民ニーズの多様化等にも対応できる期間を設定する必要があると考えます。

9. 守口市立わかくさ・わかすぎ園のあり方検討委員会での検討経過

回数	日程	検討内容
第1回	令和5年 3月22日	わかくさ・わかすぎ園の現状と課題について
第2回	5月25日	わかくさ・わかすぎ園の現状と課題からみる児童発達支援センターにおける今後の方向性について
第3回	7月4日	大阪府内他市町村の児童発達支援センターの運営状況を踏まえた守口市立わかくさ・わかすぎ園のあり方の検討について
第4回	9月5日	守口市立わかくさ・わかすぎ園のあり方検討委員会 報告書(案)について
第5回	11月16日	守口市立わかくさ・わかすぎ園のあり方検討委員会 報告書(案)について

10. 守口市立わかくさ・わかすぎ園のあり方検討委員会 委員名簿

令和4年度

令和5年度

役職	氏名	所属
委員長	大下 浩二	子育て支援政策課長
副委員長	西尾 浩樹	障がい福祉課長
委員	平田 誠	こども施設課長
委員	岡田 晴美	子育て世代包括支援センター長
委員	仲嶋 浩平	企画課長
委員	寺田 恭代	わかくさ・わかすぎ園長

役職	氏名	所属
委員長	大下 浩二	子育て支援政策課長
副委員長	西尾 浩樹	障がい福祉課長
委員	平田 誠	こども施設課長
委員	岡田 晴美	子育て世代包括支援センター長
委員	仲嶋 浩平	企画課長
委員	松岡 保和	わかくさ・わかすぎ園長